

通所介護(含む地域密着型)

【消費増税に伴う新単位数】

[例 1] 通常規模型事業所

所要時間7時間以上8時間未満			所要時間7時間以上8時間未満		
要介護1	645 単位		要介護1	648 単位	+3
要介護2	761 単位	要介護2	765 単位	+4	
要介護3	883 単位	要介護3	887 単位	+4	
要介護4	1,003 単位	要介護4	1,008 単位	+5	
要介護5	1,124 単位	要介護5	1,130 単位	+6	
所要時間8時間以上9時間未満		⇒	所要時間8時間以上9時間未満		
要介護1	656 単位		要介護1	659 単位	+3
要介護2	775 単位	要介護2	779 単位	+4	
要介護3	898 単位	要介護3	902 単位	+4	
要介護4	1,021 単位	要介護4	1,026 単位	+5	
要介護5	1,144 単位	要介護5	1,150 単位	+6	

[例 2] 大規模型事業所 (I)

所要時間7時間以上8時間未満			所要時間7時間以上8時間未満		
要介護1	617 単位		要介護1	620 単位	+3
要介護2	729 単位	要介護2	733 単位	+4	
要介護3	844 単位	要介護3	848 単位	+4	
要介護4	960 単位	要介護4	965 単位	+5	
要介護5	1,076 単位	要介護5	1,081 単位	+5	
所要時間8時間以上9時間未満		⇒	所要時間8時間以上9時間未満		
要介護1	634 単位		要介護1	637 単位	+3
要介護2	749 単位	要介護2	753 単位	+4	
要介護3	868 単位	要介護3	872 単位	+4	
要介護4	987 単位	要介護4	992 単位	+5	
要介護5	1,106 単位	要介護5	1,111 単位	+5	

[例 3] 大規模型事業所 (II)

所要時間7時間以上8時間未満			所要時間7時間以上8時間未満		
要介護1	595 単位		要介護1	598 単位	+3
要介護2	703 単位	要介護2	706 単位	+3	
要介護3	814 単位	要介護3	818 単位	+4	
要介護4	926 単位	要介護4	931 単位	+5	
要介護5	1,038 単位	要介護5	1,043 単位	+5	
所要時間8時間以上9時間未満		⇒	所要時間8時間以上9時間未満		
要介護1	611 単位		要介護1	614 単位	+3
要介護2	722 単位	要介護2	726 単位	+4	
要介護3	835 単位	要介護3	839 単位	+4	
要介護4	950 単位	要介護4	955 単位	+5	
要介護5	1,065 単位	要介護5	1,070 単位	+5	

[例 4] 地域密着型事業所

所要時間7時間以上8時間未満		⇒	所要時間7時間以上8時間未満		
要介護1	735 単位		要介護1	739 単位	+4
要介護2	868 単位		要介護2	873 単位	+5
要介護3	1,006 単位		要介護3	1,012 単位	+6
要介護4	1,144 単位		要介護4	1,150 単位	+6
要介護5	1,281 単位		要介護5	1,288 単位	+7
所要時間8時間以上9時間未満			所要時間8時間以上9時間未満		
要介護1	764 単位		要介護1	768 単位	+4
要介護2	903 単位		要介護2	908 単位	+5
要介護3	1,046 単位		要介護3	1,052 単位	+6
要介護4	1,190 単位		要介護4	1,197 単位	+7
要介護5	1,332 単位		要介護5	1,339 単位	+7

介護職員等特定処遇改善加算（新設） 支給限度額管理の対象外

【単位数】

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 基本単数合計の1.2%に相当する単位数
サービス提供体制加算（Ⅰ）イを算定している事
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 基本単数合計の1.0%に相当する単位数

【算定要件】

- (1) 賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。
ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。
- (二) 経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。
- (三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。
ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。
- (四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らないこと。
- (2) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。
他、現行の介護職員処遇改善加算の算定要件と同じ